



令和5年6月から有害ごみは4分別になりました。

有害ごみは4分別です。種類ごとに分けましょう。

有害ごみ



充電電池の発火事故が原因でリサイクル処理施設が焼けてしまった事例

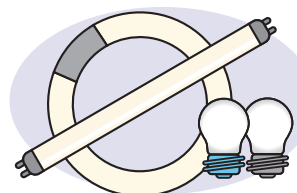
充電電池を搭載した製品は、処理場で破砕処理を行う際に、酸素と急激に反応し発火することがあり、日本各地の処理場で火災などが発生しています。



発火した充電電池類

有害ごみは、以下の4種類です。
種類ごとに分別し、中身の見える透明な袋に入れてください。

- ① 蛍光管、電球型蛍光灯
- ② 電池、水銀、鉛を含む製品
- ③ 可燃性ガスを含むもの、ライター類
(必ず使い切って捨てる)
- ④ 充電電池が取り外せない製品群
(電子タバコ・モバイルバッテリーを含む)



充電電池が取り外せない製品群の例



USBケーブルなどで充電する製品かつワンタッチでバッテリーが外れないすべての製品が対象です。

資源物

月2回収集